

人事行政の運営等の状況の公表

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況

平成17年4月1日 現在の職員数 A	17年度中の異動		平成18年4月1日 現在の職員数 A-B+C
	退職 B	採用 C	
613	19	7	601

(注) 「退職」は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの退職者
「採用」は平成17年4月2日から平成18年4月1日までの採用者
職員数の中には教育長分を含んでいます

(2) 職員採用の状況

区 分		平成17年度	平成16年度	増減
職員採用 共同試験	一般事務 高卒程度	2	8	-6
	行政事務 大卒程度	3	2	1
	土 木 大卒程度	0	1	-1
	保育士 短大卒程度	1	0	1
	調理員 高卒程度	1	0	1
	介護士 高卒程度	0	3	-3
	計	7	14	-7

(注) 「採用」は平成17年4月2日から平成18年4月1日までの採用者

(3) 退職者の状況 (平成 17 年度)

区 分	退職者	備 考
定年退職	10	
定年前早期退職(勸奨退職)	3	
普通退職(長期勤続後)	4	
自己都合(20年未満勤続)	2	
合 計	19	

(4) 部門別職員数の状況 (各年度 4月1日 現在)

区分	職員数		増減	主な増減理由	
	平成18年度	平成17年度			
一般行政	議 会	6	8	-2	事務量見直しに伴うもの
	総 務	135	137	-2	菊池総合支所の統合及び電話交換業務の嘱託化
	税 務	29	29	0	
	民 生	84	82	2	子育て支援及び障害福祉の充実
	衛 生	27	26	1	菊池総合支所の統合
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	58	61	-3	菊池総合支所の統合に伴う事務事業の見直し
	商 工	10	12	-2	4支所を含む商工観光業務の見直しに伴うもの
	土 木	48	48	0	
小 計	397	403	-6		
特別行政	教 育	93	91	2	人権教育の充実及び文化財業務の事業量の増
公営企業等	水 道	12	13	-1	泗水総合支所を除く 3支所の事務事業の見直し
	下 水 道	17	17	0	
	そ の 他	82	89	-7	菊池総合支所の統合に伴うもの
小 計	111	119	-8		
合 計	601	613	-12		

(注) 職員数の中には教育長分を含んでいます

(5) 職務上の地位別職員数 (各年度 4月1日 現在)

区分	平成18年度		平成17年度		増減	
	職員数	うち女性	職員数	うち女性	職員数	うち女性
部長	5		5		0	0
部長級	4		5		-1	0
総括審議員	1		1		0	0
次長級	3		4		-1	0
首席審議員	7	2	4		3	2
課長	56	2	54	4	2	-2
課長級	8	5	7	2	1	3
総務審議員	25		3		22	0
課長補佐	48	13	54	5	-6	8
係長	75	21	85	24	-10	-3
参事	83	41	91	52	-8	-11
その他の職員	286	144	300	147	-14	-3
合計	601	228	613	234	-12	-6

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休息・休憩時間、週休日の状況

* 1日の勤務時間は8時間、1週間の勤務時間は40時間

勤務時間		休憩時間		休息時間			週休日	
8:30	～ 17:15	12:15	～ 13:00	12:00	～ 12:15	17:00	～ 17:15	土曜日・日曜日

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与	
病気休暇	職員の負傷・疾病等による療養	必要認める期間(90日以内)	
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供のための休暇	骨髄液提供に際する検査・入院等	必要認める期間
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	年5日以内
	結婚休暇	結婚式等の行事	5日以内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日(2回・各30分)
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等	2日以内
	男性の育児休暇	妻の産前産後8週の期間中の子の養育	5日以内
	親族の死亡休暇	親族の死亡	続き柄に応じて 1日～7日
	夏季休暇	7月～9月期間における休暇	4日
	妊娠障害休暇	妊娠中の職員の妊娠障害	9日を超えない範囲
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	年5日以内

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

処分理由	処分の種類	降任	降級	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合						
心身の故障の場合				1		1
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
計				1		1

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たすことができない場合などに本人の意に反して不利益な処分をすることです。

(2) 懲戒処分の状況 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

処分理由	処分の種類	降任	降級	休職	免職	合計
法令に違反した場合				1		1
職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合						
全体の奉仕者たるふさわしくない非行があった場合						
上記処分に伴う管理職の管理監督責任による場合						
計				1		1

※ 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追求して行う不利益処分のことです。

5. 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務し、全力をあげて職務に専念しなければならない。根本基準の他、次のような義務が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2) 育児休業の取得状況

男女別	平成17年度中に新たに育児休業の対象になった職員		
	うち育児休業取得者	うち部分休業取得者	
男性職員	15		1
女性職員	8	7	1
計	23	7	2

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況 (平成17年度中 主なもの)

① 集合研修等

研修科目		研修内容	対象	参加人員
集合研修	新採職員研修	基本研修・講座研修・体験研修等	新規採用職員	14
	男女共同参画研修	男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	全職員	288
	人権同和教育研修	市職員の人権同和教育研修	全職員	395
	ISO職場環境研修	ISO職場環境研修	旧七城・旭志・泗水職員、新採職員	95
	窓口等接客研修	接客・接遇研修(市民満足に至る対応)	参事以下職員	150
	人事評価研修	これからの人事管理制度	課長・係長	181

② 派遣研修

研修科目	内容	派遣人数
熊本県市町村職員派遣研修	市町村総室 派遣	2
階層別研修	階層別研修	41
市町村アカデミー研修	専門実務研修・自治政策課題研修	2
自治大学派遣研修	政策形成・行政管理能力研修	1
日本経営協会研修	専門実務研修・自治政策課題研修	3
環境研修	専門研修(廃棄物・リサイクル基礎研修)	1
県下自治体女性キャリアアップ研修	女性キャリアアップ・政策形成実務	1
全国地方税務協議会 税務研修	専門研修(徴収事務課題研修)	1
九州都市職員研修	政策形成能力研修	2

(2) 勤務評定の実施状況 (平成17年度)

・全体的な人事評価については、評価システムの構築の準備を実施した。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況

項目	概要
共済制度	熊本県市町村共済組合の制度による
健康診断	定期健康診断(対象:全職員)
	人間ドック検診(対象:希望職員)

(2) 公務災害等の発生状況 (平成17年度)

種類	発生件数	事案の概要
通勤災害	0	
公務災害	0	

(3) 利益の保護の状況 (平成17年度)

内容	件数	処理状況
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0	
職員に対する不利益な処分についての不服申し立て	0	

8. その他

(1) 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日 現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当
市長	830,000 円	
助役	642,000 円	
収入役	574,000 円	
教育長	560,000 円	
議長	341,000 円	
副議長	283,000 円	
委員長	271,000 円	
議員	258,000 円	